

大山町議会議長 米本 隆記 様

大山町議会議員 吉原 美智恵 

令和 3 年大山町議会議員研修報告書

1	研修名	鳥取県町村議会女性議員研修会	
2	日時	令和3年7月20日(火) AM10:30 ~ PM1:00	
3	研修地	湯梨浜町	
4	研修内容	(内容)	(場所)
		1. 「効果的 ^な 質疑及び質問について	国民宿舎 水明荘
		講師 元全国町村議会議長会参与 荒井 幸弘 氏	
5	研修結果 又は概要 (意見・ 感想)	<p>効果的^な質疑及び質問について</p> <p>1. 議員の発言</p> <p>(1) 発言は原則自由であるが、地方議員には免責特権は無く、自己の発言には責任を持たなければならずない。</p> <p>(2) 発言には制限があり、法令や会議規則に違反すると懲罰の対象になり得る。</p> <p>(3) 発言の取消しと訂正 議員は、会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、議長の許可を得て発言の訂正をすることができるが、字句に限り、発言の趣旨を変更することはできない。</p> <p>2. 質疑とは</p> <p>(1) 議員必携に書かれている通りである。</p> <p>(2) ポイント</p> <p>a. 的を得た質疑</p> <p>b. 分かりやすい</p> <p>c. 同じことを何度も質疑しない</p> <p>d. 他の質疑者の質疑に耳を傾ける</p>	

3. 質問とは

- 1) 基本は、議員必携に書いてある通りである。
- 2) 質問は、議員主導で執行部と政策論議できる唯一の場である。
- 3) 質問権は議員固有の権能として許されるものである。
- (4) 緊急質問は、議会の同意を得て質問することができる。

4. 注意を要する質問

- 1) 確認するだけの質問
- 2) 個別要求が過ぎる質問
- 3) 「隣の芝生は青い」質問
- (4) 自分の政治信条に終始する質問
- 5) 論点を入れすぎた質問

4. 質問のポイント

- 1) 「まちをよくなる」ための論点提起になっているか。
- 2) 政策提案機能を果たしているか。

5. 質問内容を質問者の個人的意見から、議会の意思へ

- 1) 質問の内容を素材として、議会での自由討議を行い、一定の方向が出れば、議会にて議決し、提言書や、要望書として執行部に提出する。
- 2) 委員会の所管事務調査の対象として一定の時間をかけて検討し、一定の方向を出し、委員会として提案していく。

まとめ

講師の先生は、経験豊かて、研修はわかりやすく、具体的に有意義であった。

是非、議員全員の研修で、議会改革等、113113で指導を頂くべく、研修会を企画したい。